第二十三条第一項第四号を次のように改める。

四　法人税額　次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ　内国法人　法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で、法人税法第六十八条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

ロ　外国法人　次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額で、法人税法第百四十四条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第百四十四条の二並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(1)　法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得

(2)　法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

第二十四条第三項中「この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）」を「外国法人」に、「その事業が行われる場所で政令で定めるもの」を「恒久的施設（法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。）」に改める。

第三十二条第十一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額」に改め、同項各号を削る。

第三十七条の三中「相当する税（」の下に「所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第百六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の下に「及び同法第百六十五条の六第一項の控除限度額の合計額」を加える。

第五十二条第四項中「除く。）」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。）」を加える。

第五十三条第一項中「及び同法第百四十五条においてこれらの規定を準用する場合」及び「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下第五項、第九項、第十五項及び第二十五項から第二十七項までを除き、この節において同じ。）」を削り、「又は第八十九条（同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。）」を「、第八十九条（同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。）、第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。）又は第百四十四条の六第一項」に、「又は第八十八条の規定」を「、第八十八条又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。）の規定」に、「又は第七十四条第一項」を「、第七十四条第一項、第百四十四条の三第一項又は第百四十四条の六第一項」に、「又は第八十八条の申告書」を「、第八十八条又は第百四十四条の三第一項の申告書」に改め、「において、同法第七十一条第一項」の下に「又は第百四十四条の三第一項」を加え、同条第十二項中「若しくは第七十四条第一項」を「、第七十四条第一項、第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第百四十四条の六第一項」に、「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）」を「又は第百四十四条の十三」に、「これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

二　法人税法第百四十四条の十三の規定によつて同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人　第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

三　法人税法第百四十四条の十三の規定によつて同法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人　第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。